

# たには会東近畿支部規定

[規定制定] 平成25年3月3日

[改正] 平成25年5月11日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、たには会東近畿支部（以下「支部」という。）と称する。

(目的)

第2条 支部は、たには会の目的の趣旨に添うよう支部活動を行うとともに、支部会員（以下「会員」という。）の資質の向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する研究会・見学会および講演会等の開催
- (2) 会員名簿、会報、その他必要と認める出版物の刊行
- (3) 親睦会の開催
- (4) その他、支部発展のため必要と認める事項

(事務局)

第4条 支部の事務局は、支部長宅または支部長勤務地内等に置く。

## 第2章 会員

(支部会員)

第5条 支部会員は、たには会会則第5条第1項により明治鍼灸短期大学 鍼灸学科・明治国際医療大学（明治鍼灸大学）鍼灸学部・明治国際医療大学（明治鍼灸大学）大学院鍼灸学研究科の卒業生ならびに研究生として3年以上在籍した者で会長がこれを認めた者とする。

2 支部会員は、京都府、滋賀県、奈良県に在住する正会員とする。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 経理部長 1名
- (4) 経理副部長 1名
- (5) 総務部長 1名
- (6) 総務副部長 1名
- (7) 総務委員 若干名
- (8) 組織部長 1名
- (9) 組織副部長 1名
- (10) 渉外部長 1名
- (11) 渉外副部長 1名
- (12) 学術部長 1名
- (13) 学術副部長 1名
- (14) 学術委員 若干名

- (15) 広報部長 1名
- (16) 広報副部長 1名
- (17) 広報委員 若干名
- (18) 監事 2名

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し支部の会務を総理するほか、支部運営の重要事項につき、会長に対し報告する義務を負うものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 経理部長は、予算執行および決算を行う。
- (4) 経理副部長は、会計部長を補佐し、予算執行および決算を行う。
- (5) 総務部長は、支部の会務を行う。
- (6) 総務副部長は、総務部長を補佐し、支部の会務を行う。
- (7) 総務委員は、総務部長・総務副部長を補佐し、支部の会務を行う。
- (8) 組織部長は、支部の所定の会務を行なう。
- (9) 組織副部長は、組織部長を補佐し、支部の所定の会務を行なう。
- (10) 渉外部長は、支部の渉外を行う。
- (11) 渉外副部長は、渉外部長を補佐し、支部の渉外を行う。
- (12) 学術部長は、支部会員の学術および資質の向上に関するものを行う。
- (13) 学術副部長は、学術部長を補佐し、支部会員の学術および資質の向上に関するものを行う。
- (14) 学術委員は、学術部長を補佐し、支部会員の学術および資質の向上に関するものを行う。
- (15) 広報部長は、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。
- (16) 広報副部長は、広報部長を補佐し、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。
- (17) 広報委員は、広報部長を補佐し、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。
- (18) 監事は、会務ならびに財産状況を監査し、支部総会に報告するものとする。

(役員選任)

第8条 役員は、会員の中から、支部総会により選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることは出来ない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任、または任期満了の際は、後任者が就任するまでは、前任者はその職を行う。

(名誉支部長・顧問・相談役・参与)

第10条 支部に、名誉支部長・顧問・相談役・参与を置くことが出来る。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 支部に、名誉支部長を置くことができる。名誉支部長は、役員会の推薦による。
- 3 たには会会員以外の有識者を顧問として招聘することができる。顧問は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 4 支部長経験者を相談役として置くことができる。相談役は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 5 支部役員経験者を参与として置くことができる。参与は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 6 名誉支部長・顧問・相談役・参与は、支部長の委嘱により、支部の各種会議に出席して意見を述べることが出来る。ただし、表決に加わることは出来ない。

## 第4章 会議

(会議の種別)

第11条 支部の会議は、支部総会、役員会とする。

(支部総会)

- 第12条 支部総会は、原則として年1回開催し支部長がこれを召集する。
- 2 支部総会の承認および決議は出席者の過半数で決す。
  - 3 支部総会に議長を置き、支部長または支部長が指名した者をもって充てる。

(役員会)

- 第13条 役員会は支部の執行機関であり、随時必要に応じて支部長が召集する。
- 2 役員会に議長を置き、支部長または支部長が指名した者をもって充てる。

## 第5章 会 計

(会 計)

- 第14条 支部の経費は、支部会費・寄付金・その他をもって充てる。
- 2 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 細 則

(細 則)

- 第15条 支部規定に細則を設けるものとする。

## 第7章 補 則

(補 則)

- 第16条 この規定の改廃には、支部総会において出席会員の4分の3以上の議決を受け、幹事会で承認されなければならない。

附則

この規定は、平成25年5月11日より施行する。